

岡山市立保育所及び認定こども園における
紙おむつ等定額利用サービス導入事業仕様書

1 事業名

岡山市立保育所及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス導入事業

2 事業概要

岡山市立保育所及び認定こども園（以下、「保育所等」という。）に入園している園児（以下、「園児」という。）が保育所等で使用する紙おむつ及びおしりふき（以下、「紙おむつ等」という。）を定額利用できるものとし、利用を希望する園児が在籍する保育所等で実施する。

3 対象園児

紙おむつ等を使用する園児のうち、保護者が利用を希望する園児。
なお、年齢による制限は設けない。

4 実施期間

令和8年9月1日から令和11年3月31日まで

5 実施場所

別紙「実施施設一覧」のとおり。

なお、実施期間中に保育所等の新設や廃止、所在地の変更等があった場合、実施場所の変更を行うことがあるため、対応すること。

6 事業内容

提供事業者（以下、「事業者」という。）は、以下のサービスの提供を行う。

(1) サービスの利用に関する契約及び契約期間

契約は、サービスの利用を希望する園児の保護者（以下、「保護者」という。）が直接事業者へ申込み（解約の申込みを含む。）を行い、事業者と保護者で直接契約を行う。なお、1か月単位で利用及び解約ができ、同一年度内であっても解約後に再度契約ができるものとする。

(2) 紙おむつ等の提供

事業者は、サービスの利用の契約を行った保護者の園児に対し、保育所等で使用する紙おむつ等について数量の上限を設けず提供を行う。なお、事業者は契約者の確認ができる資料を前月25日までに保育所等に提供し、提供後に契約者等に変更がある場合は遅滞なく保育所等に報告する。

(3) 紙おむつ等の納品

サービスに係る紙おむつ等を保育所等に直接納品する。

(4) 紙おむつ等の規格

国内で一般的に流通しているメーカー品とし、紙おむつは利用園児の年齢等に応じて必要なサイズ（S・M・Lなど）及びタイプ（テープ・パンツ）を取り扱う。

(5) 利用料金の徴収等

利用料金は月額定額制とし、利用料金の徴収（還付や滞納整理を含む。）については本市及び保育所等は関与せず、事業者とサービスの利用の契約を行った保護者との間で行う。また、利用料金の支払い方法は、口座振替のほか、クレジットカード等のキャッシュレス決済に対応すること。

(6) 問合せ対応

事業者は当該事業に関する保護者や保育所等からの問合せ等について適切に対応できるよう、専用の相談サポート窓口を設置すること。

(7) サービス導入の事前準備

サービスを円滑に運営できるよう、サービス開始までに本市で行う園長研修会においてサービス内容及び専用ページ操作方法等の説明を実施するとともに、保育所等向けの説明資料やマニュアルを作成すること。

また、令和8年7月1日までに加入者募集チラシの作成や加入者募集のウェブページを開設し、サービス導入について保護者に周知開始できるようにすること。

(8) 利用者数等の報告

事業者は保育所等の保育年齢ごとの利用者数等、本事業を管理するために本市が必要と認め、指示する内容について報告書を月ごとに作成し、毎月10日までに、指定するメールアドレス宛に前月分の月報を電子メールにて提出することとする。

(9) その他

・保育所等1園につき、利用希望者が1人以上の場合にサービスを導入すること。また、利用希望者がおらず、サービス未導入となった保育所等も期間中に1人以上の利用希望があった場合は対応するものとする。

・本事業を履行する事業者は、個人情報保護に関する方針を保有し、メール送付の誤送信防止や契約者名簿等保管など適切な個人情報保護措置を講じることとし、事前に保護者の同意を得たうえで契約するものとする。

・本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めない事項が生じた場合は、必要に応じて本市と事業者が協議して定めるものとする。